○三原市ふるさと大使設置要綱

令和 4 年 3 月 1 5 日 要綱第 2 9 号

(設置)

第1条 本市にゆかりがあり、様々な分野で活躍している個人又は団体を通じて、まちの魅力を広く情報発信することで、知名度及びイメージを向上させるとともに、芸術、文化、観光等の振興を図るため、三原市ふるさと大使(以下「大使」という。)を設置する。

(職務)

- 第2条 大使は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる職務 を行うものとする。
 - (1) 本市の魅力の紹介並びに知名度及びイメージの向上につながる情報発信
 - (2) 本市の芸術,文化,観光等の振興に寄与する助言及び情報提供
 - (3) 市が依頼する事業への積極的な参加
 - (4) その他市長が必要と認める活動

(依頼)

- 第3条 大使は、次の各号のいずれにも該当する者の中から、所属長からの推薦に基づき、市長が決定し依頼する。
 - (1) 本市にゆかりのある個人又は団体
 - (2) 芸術,文化,スポーツ,経済等の様々な分野で,地域を越えて活 躍する者
- 2 所属長は、前項各号に規定する者で、大使にふさわしいと認められる場合は、本人又は代表者の同意を得た上で、三原市ふるさと大使推薦書(別記様式)により市長に推薦するものとする。

(任期)

第4条 大使の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

(報酬等)

- 第5条 大使の報酬は、無報酬とする。ただし、大使が第2条第3号又は第4号に規定する職務を行う場合は、旅費等の実費又は謝礼を支払うことができる。
- 2 市長は、大使の活動に資するため、次に掲げるものを提供することができる。
 - (1) 大使の名刺
 - (2) 広報みはら等の情報誌
 - (3) 本市の特産品
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

(解任)

- 第6条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解任することができる。
 - (1) 大使(大使が団体である場合にあっては、その代表者)が解任を申し出たとき。
 - (2) 職務を遂行することが困難であると認められるとき。
 - (3) 大使に職務上の義務違反その他大使にふさわしくない非行があると認められるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか,大使の設置に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

三原市ふるさと大使推薦書

年 月 日

三原市長 様

(所属名)

(所属長名)

次の者を三原市ふるさと大使に推薦します。

ふりがな	
氏 名	
又は名称	
現 住 所	顏写真
職業	
主な経歴	
推薦理由	